

令和3年8月期 定例教育委員会議・会議録

- ・開催日時 令和3年8月27日（金）
午前10時00分から午前11時30分まで
- ・開催場所 羽曳野市役所 別館 3階 特別会議室
- ・出席者 教育長 村田明彦
教育長職務代理者 奥野貞一
委員 多田謙司
委員 新熊和彦
委員 古山美穂
- ・説明者 教育次長 森井克則
学校教育室長 東浩朗
生涯学習室長兼
世界遺産・文化財総合管理室長 淋信行
学校教育室理事兼
食育・給食課長兼 金森淳
学校給食センター所長
市長公室理事こども未来室長 田中安紀
こども課長 松村好章
学校教育課長 小林弘典
- ・事務局 教育総務課長 木村弘子
教育総務課主幹 芝池淳子
- ・議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 教育長月次報告
 - 日程第3 議案第19号
羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する
条例の制定について

- 日程第4 議案第20号
令和4年度はびきの埴生学園（小規模特認校）の新入学
児童生徒（1年生・7年生）の他校区からの募集定員数
について
- 日程第5 議案第21号
後援名義の使用許可について
- 日程第6 その他
・日程調整など

開会：午前10時00分

●会議に先立ち、教育総務課長より教育委員会事務局の令和3年8月1日付け人事異動について、資料「新旧対照表」に基づき報告がありました。

[教育長 開会の挨拶]

日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長において、奥野委員を指名しました。

日程第2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 7月26日に、令和4年度羽曳野市立幼稚園園児募集ポスター選考会が行われました。また同日に、放課後子ども教室・広場 代表者会議が行われました。
- (2) 7月30日に、大阪府都市教育長協議会 夏季研修会が行われました。
- (3) 8月4日に、羽曳野市教職員全体研修をリモートにて開催しました。
- (4) 8月11日に、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー連絡会を行いました。
- (5) 8月16日に、パラリンピック聖火採火式が西浦小学校にて行われました。
- (6) 8月17日に、校園長研修会を、8月18日に、教頭研修会を、食育指導及び学校安全教育について行いました。
- (7) 8月26日に、2学期の教育活動について臨時校長会を行いました。

日程第3 議案第19号

羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

●こども課長より、資料に基づき、羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について説明があり、承認を求めました。

《こども課長》

本議案は羽曳野市立教育・保育施設設置条例の一部を改正する条例の制定及び幼保連携型認定こども園の設置について、教育委員会に対し承認を得ようとするのです。

改正理由は、来年度4月に幼保連携型認定こども園を開園するにあたり、この条例改正案は、新たな幼保連携型認定こども園を設置し、今年度において新規の入園募集を行わない丹比幼稚園、恵我之荘幼稚園、西浦東幼稚園について廃止するものです。

改正内容としては、第2条では、令和4年度に設置する向野こども園の項を追加いたします。第3条では、同じく令和4年度に廃止する丹比幼稚園、恵我之荘幼稚園、西浦東幼稚園の項を削除いたします。

施行期日は新たな認定こども園が開園する令和4年4月1日でございます。

なお、令和3年第3回定例市議会へ上程し、当該条例が議決されたのち、羽曳野市立幼稚園の管理運営に関する規則及び教育委員会公印規程についても、例規整備を行います。

《各委員意見・質問なし》

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第4 議案第20号

令和4年度はびきの埴生学園（小規模特認校）の新入学児童生徒（1年生・7年生）の他校区からの募集定員数について

●学校教育課長より、資料に基づき、令和4年度はびきの埴生学園（小規模特認校）の新入学児童生徒（1年生・7年生）の他校区からの募集定員数について説明があり、承認を求めました。

《学校教育課長》

資料「令和4年度「はびきの埴生学園」小規模特認校の募集について」をご覧ください。小規模特認校制度に係る概要と今後の方針についての資料です。

まず1点目では、本制度導入の流れを記してあります。現在、市内全域から児童・生徒が就学できるよう「小規模特認校」として条件整備を行うことで、児童・生徒数の増加を図り、学園教育の活性化を図っているところです。

2点目、3点目では、これまでの経緯とねらいを記してあります。

4点目で、就学指定制度を解説してあります。

5点目の小規模特認校制度についてですが、本制度は、法令に特別な定めがあるわけではありません。法令に基づき、市域に在住している児童・生徒は、必ず就学前に、就学すべき学校を指定されることとなりますが、小規模特認校は、

特認の対象となる学校の教育を受けたいと保護者が申し出た場合、本来の指定校を特認校に変更できるという条項を、「就学指定校変更基準」に入れることで運用しています。

次ページの資料にも掲載しておりますが、市のホームページにも提示している「指定校変更許可基準」の中でご覧になっていただけますように、学校教育法施行令等の運用・解釈によって、市教育委員会の判断で行っている制度であります。

平成31年度は小規模特認校制度の実施初年度であったため対象学年を第1学年から第9学年までのすべての学年としていましたが、2年目である令和2年度は市内小・中学校の入学年度にあわせた設定として、第1学年及び第7学年を対象学年として定めております。

令和3年度の募集は、指定校変更の申請数は新1年生で14名、新7年生で4名でありました。

はびきの埴生学園としては、特認校制度の導入によって、在籍生徒がやや増加し、指定校変更によって転学してきた児童・生徒も、落ち着いて学習に取り組み、仲間づくりの点でも大きな問題はないという認識があります。来年度入学の新1年生の予測数は学齢簿上54名で、過去10年の入学率と小規模特認校実施後の実績を考慮するとおそらく65名ほどかと考えます。新7年生については、現6年生の53名に対し、私立中学校の進学希望者と他校からの小規模特認校による転入希望者を考慮すれば、ほぼ変動はないものと考えております。

以上の点をふまえて、来年度のはびきの埴生学園の特認校制度の運用に係る ①募集学年については、「第1学年及び第7学年で実施」とし、

②募集人数については、「新1年生で15名、新7年生で10名」とし、応募多数の場合は、兄弟関係がある児童生徒を優先枠として、その他で公開抽選を行う形でよろしいでしょうか。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

《教育長》

昨年と同じ募集定員ということですか。

《学校教育課長》

昨年、公表させてもらったのは、新1年生、新7年生を「若干名」という表現で、基本全員を受け入れていたという形になります。今回、この4年間の実績の中で15名というところ、また、他市町村において、何名という表記しているということもあり、本市の方でも人数の提示をし、できる限り全員受け入れることができる方向でのこのような設定で、今年度から募集人数を明記する形でさせてもらいたいと考えております。

《教育長》

その年によって募集人数が変わってくるということですか。

《学校教育室長》

義務教育学校は、法律で標準学級数の上限、下限が定められていますので、在

籍児童生徒数によって募集定員に若干変動があるかと思えます。

《多田委員》

毎年、この募集定員の数は変えていくんですか。

《学校教育室長》

上限をみながら、若干名というのを数字で表すという形です。

《多田委員》

若干名ではだめなんですか。その年によって募集人数が変わると保護者からすると、分かりにくいのではないのでしょうか。

《教育長》

今年の15名、10名という定員は、しばらくこの定員でいけそうですか。

《学校教育課長》

しばらくこの定員でいけそうです。

【採 決】本件は、全委員一致により原案どおりに可決することに決定しました。

日程第5 議案第21号

後援名義の使用許可について

- 教育総務課長より、資料に基づき、後援名義の使用許可について説明があり、承認を求めました。

《教育総務課長》

新規申請事業1件と前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったもの2件になります。

1件目は、新規申請事業となります。

団体名は「一般財団法人カンボジア地雷撤去キャンペーン」事業名は「2021年度書き損じハガキ回収プログラム」です。事業開始日は、令和3年9月1日(水)、終了日は令和4年3月31日(木)までの期間です。

事業内容としましては、各小中学校の児童会及び生徒会にて回収BOXを作成設置し、各学校内で書き損じハガキを回収し、それを換金後、カンボジアの地雷撤去団体への寄付や建設校の運営などの現地プロジェクトへと活用する内容となっております。その活動を通じて、カンボジアの地雷撤去の支援及び日本国内における啓蒙と日本のこどもたちの平和教育と国際理解教育の促進を図ることを目的としております。近隣他市の申請情報は調書のとおりとなっております。

羽曳野市教育委員会の後援名義使用等に関する要綱第2条によりますと、「許可対象事業は次の各号のいずれにも該当すると認められるものとする」とありま

して、その中で第1号「羽曳野市内での開催又は羽曳野市若しくは近隣市町村で活動実績のある団体が主催する事業であること」「開催実績のある事業であること」とあり、今回の事業内容がその規定に該当しないこと、そして、第2条第2項第8号の規定により「委員会や学校に対し、人的・物的協力を要請する事業」については許可を行わないものとしてされており、事務局意見としましては、羽曳野市教育委員会後援許可には疑義が生じる事業であると判断しております。2枚目以降に事業企画書、予算書の資料を添付しております。

次に継続事業が2件ございます。前回の教育委員会議以降に専決処分を行ったものになります。

まず1件目は、専決日令和3年8月24日、団体名は「大阪府公立小学校家庭科教育研究会」、事業名は「令和3年度大阪府公立小学校家庭科教育研究会研究発表大会（南河内大会）」です。

2件目は、専決日令和3年8月20日、団体名は「近畿席書会」、事業名は「第38回記念近畿席書大会」です。いずれも、後援名義使用許可実績のある団体、事業です。

《継続事業について、各委員意見・質問なし》

《教育長》

新規事業について、ご質問ご意見ございませんか。

《多田委員》

不承認にするということは、羽曳野市はこの事業には学校は参加しないということですか。教育委員会は承認しないけど、学校の方でハガキの回収をするということですか。

《教育総務課長》

個別でチラシの配布依頼があった場合は、学校の判断にはなりますが、チラシをお預かりして、学校がこの事業に手を挙げるということはあるかもしれません。

《古山委員》

要綱第2条第2項第8号に該当するということで理解したんですけど、昔あったベルマークの回収等と同じような動き方をする可能性はあるということですね。カンボジアの勉強をする機会になるかなと思ったんですけど。

《多田委員》

去年の後援実績を見ていると、都道府県単位で教育委員会が後援されていることを思うと、そんなに悪いことではないと感じたりはするんですけど。

《教育総務課長》

この事業自体はいい取り組みだと思いますので、学校から手を挙げてもらって参加ということには疑義はないと思いますが、羽曳野市の後援名義の許可の規定から判断すると、少し外れるのではないかというのが事務局の意見です。

【採 決】本件は、全委員一致により不承認とすることに決定しました。

日程第6 その他

- (1) 学校教育室長より、緊急事態宣言発令後の新型コロナウイルス感染症に関する学校園における教育活動の概要について説明がありました。
- (2) 事務局より、今後の日程について連絡がありました。

教育長より次回の9月定例教育委員会議を、9月17日(金)に予定することを通知しました。

[教育長 閉会の挨拶]

閉会：午前11時30分